

日本昆虫学会ポスター賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第 5 条に定める日本昆虫学会ポスター賞の選考は、以下の手続きで行う。
 2. 各年度の日本昆虫学会大会の事務局は、ポスター発表の申込みに際し、若手正会員および学生正会員からポスター賞への応募を受け付ける。
 3. 評議員は、ポスター賞に応募された発表のうち優秀なものに投票する。得票数の最も多いポスター発表を日本昆虫学会最優秀ポスター賞、得票数の多い順から応募数の 10%程度までの発表を日本昆虫学会優秀ポスター賞とする。複数回受賞を問わない。
 4. タイトルの妥当性、研究内容の新規性・独創性・データの質や量、解析方法や議論の妥当性、ポスターの分かりやすさ、説明力、質問への対応などを選考基準とする。
 5. 評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い、各年度の受賞者数や具体的な選考内容は会長と大会長が協議して決める。
 6. 投票記録は庶務幹事が 2 年間保存し、公開をさまたげない。
- 付則 本細則は 2017 年 1 月 1 日から施行する。